

# 貝塚市から転出されるかたへ

令和 6年度

貝塚市から他の市区町村へ転出されるかたは、新しい住所に移った日から14日以内に新住所地の市区町村役場で転入手続きをしてください。その際に必要なものは、『転出証明書』、『印鑑』、『本人確認書類』(運転免許証・パスポート・健康保険被保険者証など)です。

また、転出・転入に関連する手続きについては、下表を参考にしてください。

なお、正当な理由がなく届出をしないときは、過料をとられることがありますのでご注意ください。

1、転出が取りやめになった場合

転出証明書を持参のうえ、速やかに当市の市民課窓口で転出取り消しの手続きをしてください。

2、その他の手続き

下記に該当するかたは、次の手続きが必要となります。(詳しくは担当課までお問合わせください。)

対象となるかた	貝塚市での手続き	担当課等	新しい住所地での手続き
マイナンバーカード (個人番号カード)の申請中で 交付前の方	特に手続きはありません。	市民課 マイナンバーカード担当  保健福祉合同庁舎 1階 433-7094	転出すると、前住所地でのマイナンバー (個人番号)カード申請は取り消しとなる ため、転入後に新しい申請書にて再度 申請をしてください。
マイナンバーカード (個人番号カード) の交付を受けているかた	継続利用を希望されない場合は、 カードをお返しく下さい。		転入届の際、窓口へ提出してください。 暗証番号を入力し、継続処理を行います。
住民基本台帳カード の交付を受けているかた	継続利用を希望されない場合は、 カードをお返しく下さい。	市民課 本館1階 433-7373	転入届の際、窓口へ提出してください。 暗証番号を入力し、継続処理を行います。
印鑑登録 をされているかた	転出(予定)日をもって廃止されます ので、印鑑登録証をお返しく下さい。		必要なかたは、新たに印鑑登録の手続 きをしてください。
国民健康保険 に加入されているかた	国民健康保険被保険者証をお返し ください。	保険年金課 計算担当 本館1階 433-7271	転入日から14日以内に、転入先の担当 課で、新たに加届をしてください。
原動機付自転車 (50cc~125cc)・ 小型特殊自動車 (フォークリフト等) を所有されているかた	15日以内に、本人確認書類(代理人 の場合は委任状と代理人の本人確 認書類が必要)・申告済証(申告済 証がない場合は車体番号の石ずり が必要)・ナンバープレートを持参 し、廃車手続きをしてください。	課税課 本館1階 433-7254	原動機付自転車(小型特殊自動車)廃 車済証(再登録用)を持参の上、登録 の申告をしてください。 詳しくは転入先の担当課にお問合わせ ください。
軽自動車・ 126cc以上の二輪車 を所有されているかた	市役所での手続きは不要です。 ただし、軽自動車については、軽自動車検査協会で、 126cc以上の二輪車については、運輸支局でそれぞれ 手続きをしてください。		/
上下水道をご使用のかた	水道の使用を中止される時は、 閉栓のご連絡をください。	上下水道営業課 本館2階 433-7140	転入先の担当課で案内を受けてくださ い。
ごみに関すること	引越しの際に粗大ごみ・不燃ごみを 出される場合は事前にご相談くださ い。	粗大ごみ 予約センター 429-5374	/
	上記以外の問合わせ	廃棄物対策課 第二別館2階 433-7009	転入先の担当課にお問合わせくださ い。
新型コロナウイルス ワクチン接種 (接種券)	転入先市町村で手続きが必要となる場合があります。		転入先の担当課でご確認ください。
予防接種 妊産婦・乳児一般健診 新生児聴覚検査	特に手続きはありません。		転入先の担当課で届出をしてください。